

## 上牧町事業者紹介特設サイト設置運営要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、上牧町が町内の事業者（以下「町内事業者」という。）に関する情報の発信を通じて消費喚起及び消費拡大を図ることにより、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けている町内事業者の売上回復及び地域活性に寄与することを目的に設置する「上牧町事業者紹介特設サイト」の運営に関し必要な事項について定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において「サイト」とは、上牧町の情報及び第5条に規定する情報を発信するために設置する「上牧町事業者紹介特設サイト」をいう。

### (サイトの運営)

第3条 サイトを構築し、円滑に管理運営するため、サイト統括管理者（以下「統括管理者」という。）を置く。

2 統括管理者は、政策調整課長とする。

3 統括管理者は、次に掲げる事項を所管する。

(1) サイト構成の管理及び運営に関すること。

(2) サイトに掲載する町内事業者のコンテンツに関すること。

(3) リンクの内容に関すること。

(4) サーバの管理及び運営に関すること。

(5) その他サイトの管理及び運営に関し必要と認められること。

### (サイトの登録対象者)

第4条 サイトの利用登録を受けようとする町内事業者（以下「登録対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 上牧町内に事業所、店舗等を有する事業者

(2) 上牧町が出資する事業者

(3) その他町長が特に必要と認める事業者

2 登録対象者は、前項に掲げる者であって、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行っている事業者

(2) 特定の政治団体とかかわる場合又は業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者

(3) 上牧町の入札参加停止の措置もしくは入札参加除外の措置を受けている事業者

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号

に該当する者、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条の規定による刑を受けた者又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の違反の行為により、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第247条の規定に基づく公訴を提起されている事業者

- (5) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である事業者
- (6) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に関与している事業者
- (7) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している事業者
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している事業者
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している事業者

（サイトに掲載する情報）

第5条 町長は、次に掲げる情報をサイトに掲載することができる。

- (1) 登録対象者の名称
- (2) 登録対象者の所在地
- (3) 登録対象者の紹介文及びメッセージ
- (4) 登録対象者の種別
- (5) 登録対象者が取り扱う商品、サービス等
- (6) 登録対象者の連絡先
- (7) 登録対象者が商品及びサービスを提供する方法
- (8) 登録対象者の営業日及び営業時間
- (9) 登録対象者が運営するウェブサイト及びソーシャルネットワーキングサービスに関する情報
- (10) 登録対象者から提供を受けた写真及び動画
- (11) その他町長が適当と認める情報

（サイト登録の申請）

第6条 登録対象者は、上牧町事業者紹介特設サイト登録申込書（第1号様式）

に、次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

(1) 店舗、商品等の写真（電子データも含む。）

(2) その他町長が必要と認める書類

（サイト登録の決定）

第7条 町長は、第5条の規定による申込みがあった場合において、第4条に規定する要件に適合すると認めるときは、サイト登録を決定し、当該事業者に対し、上牧町事業者紹介特設サイト登録証明書（第2号様式）により通知するものとする。

（サイト登録内容の変更）

第8条 前条の規定による決定を受けた登録対象者（以下「サイト登録事業者」という。）は、サイトに登録された内容に変更が生じた場合は、直ちに上牧町事業者紹介特設サイト登録情報変更届出書（第3号様式）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による届出を受けた場合は、速やかにサイトに登録された情報を更新するものとする。

（サイト登録の取消し）

第9条 町長は、サイト登録事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第7条の規定によるサイト登録の決定を取り消すことができる。

(1) サイト登録事業者が第4条に規定する要件に適合しなくなったとき。

(2) サイト登録事業者からサイト登録抹消の申出があったとき。

(3) サイト登録事業者と連絡が取れないとき。

(4) サイト登録事業者がこの要領に定める事項に違反したとき。

（サイト運営の休止）

第10条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、サイト登録事業者の承諾を得ることなく、サイトの一部または全部を休止することができる。

(1) サイトの保守、更新又は停止の必要が生じたとき。

(2) 地震等の天災、火災、停電その他の非常事態によりサイト運営が困難となったとき。

(3) インターネットを通じた不正侵入等、緊急事態によりサイト運営が困難となったとき。

(4) その他不測の事態によりサイトの管理運営上支障を及ぼすとき。

（サイトの閉鎖）

第11条 町長は、一定の予告期間において、サイトを閉鎖することができる。

（その他）

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要領は、令和2年 月 日から施行する。